

アドバイザー(社会保険労務士)を派遣します

北九州市ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣のご案内

従業員 300 人以下
の市内事業所は
無料

一人ひとりの価値観が多様化する中で、従業員は「自分の成長につながる仕事」「子育てや介護などのライフイベントに対応した働き方」「地域とのつながり」など多様な働き方を求めています。

経営者が従業員一人ひとりの立場を理解し、それぞれの能力を活かす働き方を可能にすれば、社員のやる気向上や優秀な人材の獲得など様々なメリットをもたらします。これらを実現するのがワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）であり、これから企業が取り組むべき経営戦略です。

北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会では、新たにワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に取り組もうとする事業者や、その充実を図ろうとする事業者に対し、専門家の立場で助言や情報提供等（就業規則や各種助成金に関するもの含む）を行うアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。

【アドバイスの内容例】

- ★ これから女性を積極的に採用するため準備しておくこと
- ★ 育児期・介護期の社員が安心して働ける職場
- ★ 働き方改革を実現するためには
- ★ ハラスメントのトラブルを防止するためには
- ★ 「女性活躍推進法」「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定
- ★ 助成金を活用した自社の女性活躍・WLBの取り組み（仕事と育児・介護との両立等）の促進 など

※従業員 101 人以上の事業者には次世代育成に関する行動計画の策定と届出が義務付けられています。

※従業員 301 人以上の事業者には女性活躍に関する行動計画の策定と届出が義務付けられています。

（令和 4 年 4 月 1 日より従業員 101 人以上の事業所に対象拡大）

※改正育児・介護休業法の全面施行により、従業員 100 人以下の事業者も子育て等をしながら働き続けられる雇用環境の整備（短時間勤務制度、介護のための短期の休暇制度など）が義務付けられています。

【対象事業者】 次のすべての項目に該当する事業者とします

- (1) 北九州市内に事業所を有し、派遣場所が市内であること
- (2) 下記の WLB 推進サイトで「キタキューかえる宣言」（取組宣言）をした(する)事業者
- (3) 暴力団または暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと

【派遣費用等】

従業員 300 人以下の市内事業所は**無料**（301 人以上の事業所にも有料で派遣します。）

1 回 2 時間程度で、4 回まで派遣できます。

申込方法

まずは下記のお問合せ先までご連絡ください。
申込書を送付しますのでご提出ください。

令和 2 年度の受付締切：令和 3 年 3 月 1 2 日（金）

派遣の決定

申請書類を審査し、その結果を事業所にお知らせします。

派遣

アドバイザーがお伺いし、ご相談内容の実情を調査・分析し、課題解決に向けたアドバイスを行います。（派遣は 3 月末日まで。）

◆◇申込み・問合せ先◇◆

北九州市 総務局 女性の輝く社会推進室 女性活躍推進課

北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会事務局

構成団体：北九州商工会議所（一社）北九州中小企業経営者協会

（一社）北九州中小企業団体連合会 福岡労働局 北九州市 ほか

〒803-8501 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

TEL : 093-582-2209 FAX : 093-582-2624

<http://wlb-kitakyushu.jp> 「はじめよう!ワーク・ライフ・バランス」



©ていたん&ブラングていたん.北九州